

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認栃木地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
国民年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年7月  
年金記録では、申立期間は年金に加入していない期間とされているが、これは国民年金に加入し保険料を納めていたのに誤って還付されてしまった期間なので、未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金手帳、A町の国民年金被保険者名簿及び国民年金被保険者台帳（特殊台帳）によると、申立人は昭和47年7月29日付けで国民年金の被保険者資格を喪失していることが確認できる。

また、申立期間を含む昭和47年7月から同年9月までの期間の国民年金保険料は、申立人が所持する国民年金保険料領収証書によると、同年9月12日に納付され、特殊台帳によると同年11月30日に還付されていることが確認できる。

しかしながら、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は、昭和47年8月1日付けで厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認でき、健康保険組合でも同年8月1日に健康保険の被保険者資格を取得したと回答していることから、申立期間について申立人は健康保険厚生年金保険の被保険者ではなく、同年7月29日に国民年金の被保険者資格を喪失する理由は認められない。

上記の状況を踏まえると、申立期間については、国民年金の強制加入期間であったにもかかわらず、被保険者資格を喪失させた上、未加入期間となった当該期間に係る保険料を収納した後、還付した期間であり、これら一連の事務処理に合理的な理由は見当たらないことから、保険料の納付済期間とすることが妥当である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成12年2月1日に、資格喪失日に係る記録を13年11月1日訂正し、当該期間の標準報酬月額をそれぞれ17万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間①及び③に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額については、17万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間②に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和53年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成12年2月1日から同年3月1日まで  
② 平成12年3月1日から13年10月29日まで  
③ 平成13年10月29日から同年11月1日まで

A社には、少なくとも平成12年2月から13年10月31日までは勤務していたと記憶しているので、申立期間①及び③については、厚生年金保険の被保険者であったと認めてほしい。また、申立期間②については、この期間に係る標準報酬月額と当時給料振込みに使用していた銀行の預金通帳の給与振込額とが大幅に相違しているので、調査の上、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び③について、事業主の回答によるA社の給与計算上の起算日・締め日、給与支給日、申立人が所持する銀行預金通帳に記載されている給与振込人等の表示（「A社、キュウリョウ」）・振込額及び市の税務関係資料から判断すると、申立人が当該期間において、当該事業所に継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと

認められる。

また、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、申立人が所持する銀行預金通帳の振込額及び市が保管する税務関係資料に基づき推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、いずれの期間についても17万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主及び顧問社会保険労務士はいずれも関係資料が無く不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

2 申立人は、申立期間②の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の当該期間の標準報酬月額については、申立人が所持する銀行預金通帳の振込額及び市が保管する税務関係資料に基づき推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から17万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料の納付の義務を履行したか否かについては、当該資料において推認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録上の標準報酬月額が申立期間②について、長期間にわたり一致していないことから、事業主は当該資料において推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 4 月から 52 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、申立人の昭和 52 年 8 月から 58 年 12 月までの期間、59 年 2 月から平成 3 年 3 月までの期間及び 5 年 4 月から 16 年 5 月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 4 月から 52 年 6 月まで  
② 昭和 52 年 8 月から 58 年 12 月まで  
③ 昭和 59 年 2 月から平成 3 年 3 月まで  
④ 平成 5 年 4 月から 16 年 5 月まで

申立期間①は、当時の義母に国民年金への加入手続をしてもらい、保険料も元夫の分と一緒に、市役所から来た職員を通して納付してもらった。

申立期間②は、元夫の分と一緒に、自分で市役所に行くか、市職員が訪問してきて、免除の手続をした。

申立期間③及び④は、自分で市役所に行って免除の手続をした。

以上のように、申立期間①から④までについて、保険料を納付又は免除手続をした記憶があるので、未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、申立人に係る国民年金の手続等を行っていたとする当時の義母は他界していることから、申立期間における加入及び保険料の納付状況が不明である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の手帳記号番号は、昭和 61 年 8 月に払い出されていることが確認できることから、当該払出しの時点で、申立期間①は時効により納付できない期間である。

さらに、申立期間②、③及び④について、申立人は延べ 20 年以上にわたって毎年免除申請をしていたとしているが、申立人の免除申請についての記憶は明確でなく、市職員が訪問してきたこと、及び自らが市役所に出向いてい

たこと以外の具体的な供述は得られない上、保険料の免除手続は、制度上、申請時の前年度以前に遡って行うことはできなかったため、上記のとおり申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのが昭和 61 年 8 月であることを踏まえると、申立期間②及び申立期間③のうち 59 年 2 月から 61 年 3 月までの期間については、免除手続はできなかったものと考えられる。

加えて、申立期間は 4 期間、合わせて 32 年間であり、これだけの期間にわたり行政側に事務処理誤りがあったとは考え難い。

このほか、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえず、ほかに申立期間①の保険料を納付したことや、申立期間②、③及び④の保険料を免除されたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

また、申立人が申立期間②、③及び④の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 6 月から 60 年 6 月までの期間、61 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 62 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 38 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 6 月から 60 年 6 月まで  
② 昭和 61 年 1 月から同年 3 月まで  
③ 昭和 62 年 3 月

国民年金の加入手続については、役場から連絡が来たので、母親が行ってくれた。また、保険料の納付についても母親が行ってくれていたため、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①に係る国民年金保険料について、申立人の母親は申立人に係る保険料を納付組織を通じて納付していたと供述しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の手帳記号番号は昭和 62 年 4 月に払い出されていることが確認でき、この時点で当該期間のうち 58 年 6 月から 59 年 12 月までの期間の保険料については時効により納付できず、60 年 1 月から同年 6 月までの期間の保険料については過年度保険料であったため、納付組織では納付できなかったと考えられる。

また、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が付与されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立期間①の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間②については、オンライン記録によると、当該期間に係る保険料は昭和 63 年 5 月 27 日に過年度保険料として一度は納付されたものの、納付日において時効が成立し収納できない保険料であったことから、これを収納可能な 61 年 4 月及び 5 月分の保険料に充当し、一か月分に満たない保険料（6,020 円）については 63 年 8 月 12 日付けで還付処理されたため、未納期間となっていることが確認できる。

加えて、申立期間③については、オンライン記録によると、当該期間に係る保険料は平成元年6月7日に過年度保険料として一度は納付されたものの、納付日において時効が成立し収納できない保険料であったことから、同年9月14日付けで還付処理されたため、未納期間となっていることが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 6 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 38 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 6 月から 59 年 3 月まで  
申立期間当時、大学生だった私は住民票を異動せずに実家を離れていたが、実家のある A 町で母が国民年金への加入手続や保険料を納付してくれていたと聞いていたので、当該期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の A 町における国民年金への加入手続は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の加入者及び申立人の妹の記録から、昭和 61 年 3 月頃に行われ、申立人が 20 歳になった 58 年\*月\*日に遡って資格取得されたものと推認できることから、当該加入手続の時点で申立期間の大半が時効により保険料を納付できなかったと考えられる。

また、申立人の国民年金への加入及び保険料の納付を行っていたとする母親に聴取したが、記憶が明確ではなく加入及び保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人が申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。